

学校生活の心得

1 授業

単位制である本校において、授業が非常に大切であるということは言うまでもないことである。授業中の私語はもちろんのこと、携帯電話や携帯型オーディオ等の使用、飲食や化粧など授業の進行や学習の妨げになる行為はしないこと。

2 服装等

(1) 標準服

《男子》ブレザー・スラックス・ネクタイ・白ワイシャツ

《女子》ブレザー・スカート(スラックス)・リボン(ネクタイ)・白ブラウス

*夏(6～9月)はブレザー及びリボン・ネクタイなし

(2) 日常の学校生活における服装

標準服、または、本校生徒としてふさわしい服装で登校すること。(スウェットは禁止とする。)

※「本校生徒としてふさわしい服装」とは、本校で授業を受ける者として教員及び外部講師等に対して礼を欠くことのない服装のこと。

(3) 儀式等における服装

入学式、卒業式、その他学校が指定した儀式等には、標準服、または、それに準ずる服装で参加すること。

※「標準服に準ずる服装」とは、儀式に参列するにふさわしいと考えられるような服装のこと。

(4) 体育着

本校の学習活動において体育着の着用が必要なときには、原則として本校指定の体育着を着用すること。

(5) 靴

本校は一足制のため、上下履きの区別はないが、その日の授業や気候等に合わせ、適切な靴を使用すること。また、本校生徒としてふさわしく学校の施設を傷つけることのない靴を使用すること。サンダルやヒールのある靴類は禁止する。

(6) 体育館シューズ

体育館では指定の体育館シューズを使用すること。また、体育館以外の場所では体育館シューズを使用しないこと。

(7) 装飾品等

身に付けるものについては礼儀や安全に配慮し、本校で授業を受ける者としてふさわしくない装飾品等は身に付けないこと。具体的には、奇抜または派手な装飾品・化粧・サングラスなど、教員及び外部講師等に対する礼儀にはずれるものや、怪我の原因となる、また

は自分の体を傷つけるなど、保健衛生上好ましくないものは身に付けないようにする。

3 頭髪

ありのままの自分の姿を大切にすること。脱色や染色など生まれ持った個性を変えるような加工は行わないこと。地域の方など学校外の人から見て本校の生徒にふさわしいと思われる髪型を心がけること。奇抜な髪型等、本校生徒としてふさわしくない加工は行わないこと。加工していることが判明した場合は、指導の対象となる。

4 通学

(1) 通学手段の原則

本校の施設、立地条件等から見て、原則として公共交通機関及び徒歩による通学が望ましい。

(2) 自転車通学

① 自転車通学届

自転車による通学を希望する者は「自転車通学届」を提出し、許可を受けること。

② 駐輪

自転車は駐輪場の決められた場所に駐輪すること。

③ 法令等の遵守

自転車通学に際しては、法令及びマナーを遵守し、安全に十分注意すること。

(3) 禁止事項

原動機付自転車、自動二輪車、自動車による通学は禁止する。

5 遅刻・早退

(1) 事前連絡

遅刻または早退する場合は、できる限り事前に、担任に連絡すること。

(2) 交通機関の遅延

交通機関の遅延による遅刻の際には、各交通機関発行の遅延証明を受け取り、登校後速やかに授業担当者に提示すること。

6 アルバイト等

(1) 学業優先

三部制の本校では、授業以外の時間にアルバイトまたは正規の社員として仕事に就くことを認めている。ただし、学業に支障をきたさないよう自己管理をしっかりとすること。

(2) 法令等の遵守

アルバイト等の就業に際しては、本校生徒としての自覚を持ち、関係法令を遵守すること。

7 その他、してはならない行為

(1) 以下は絶対にしてはならない行為である。

・ 暴力行為、飲酒・喫煙、薬物乱用、窃盗、器物破損、恐喝など、触法行為または反社会的行為

・ いじめ、暴言、SNSなどを使ったインターネット上での誹謗中傷など、人権を著しく侵害する行為

・ テストの際の不正行為、指導拒否、成人生徒による校内での飲酒・喫煙など、高等学校の生徒としてきわめて不適切な行為

(2) 懲戒

本校生徒としてきわめて不適切な行為に対しては停学や退学などの厳しい処分もある。本校生徒として、自己の行為には自覚と責任をもつこと。

授業中の心得

1 心掛けること

(1) 休み時間中に授業の準備をしておくこと

(2) 授業は学ぶ態度で集中して受けること

(3) 居眠りをしないこと

2 授業中の禁止事項

(1) 禁止事項

以下の行為またはそれに準ずる行為を授業中に行うことを禁止する

①授業にふさわしくない服装（スウェットなど）で授業を受ける

②帽子をかぶる、手ぬぐいを頭に巻く

③床や椅子を並べた上に寝転がったり、床や机、椅子の背もたれに腰を掛ける

④飲食（ガムも含める）

⑤携帯電話の操作

⑥雑誌や漫画を読む

⑦ヘッドフォン、イヤホンの着用

⑧化粧

⑨指定された席の移動、立ち歩き、教室の出入り

⑩授業とは無関係な私語や行動

⑪他者の迷惑となる行為や授業の妨害となる行為

(2) 禁止事項に対する指導

注意したにもかかわらず、改善されない場合には、物品が原因の場合にはその物品の一時預かり、言動の場合には指導無視または授業妨害として、教室からの退室および生活指導を受ける。

3 中抜け

授業中に教場から離れることを中抜けとし、その扱いを以下の通りとする。

- ①原則として授業時間帯に15分以上授業を受けていない場合は、欠席扱いとする。
- ②15分以内は遅刻と同等の扱いとするが、状況によっては禁止事項として扱う。
- ③問題行動があり教科担当の教師の指示によって教室を退室した場合は早退または欠席として扱う
- ④体調不良で保健室に行く場合は必ず教科担当の教師の許可を得ること。保健室で渡される連絡票を教科担当の教師に提出すること。
- ⑤やむを得ず授業中トイレに行く場合は、担当の教師の許可を得てすみやかに戻ること。